

第5回悪質ホストクラブ対策検討会

1 日時

令和6年12月16日（月）午後2時30分から午後3時30分まで

2 場所

警察庁第1会議室

3 有識者委員

伊藤 素近	全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会専務理事
大島 義則	弁護士・専修大学法科大学院教授
大村 恵実	弁護士【欠席】
北川 佳世子	早稲田大学大学院法務研究科教授
山田 洋	一橋大学名誉教授

4 警察庁出席者

檜垣 重臣	生活安全局長
大濱 健志	長官官房審議官（生活安全局担当）
永山 貴大	生活安全局保安課長

5 関係省庁

内閣府男女共同参画局総務課
消費者庁消費者制度課
法務省大臣官房司法法制部
法務省刑事局
国税庁課税部個人課税課
文部科学省総合政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
厚生労働省社会・援護局総務課
厚生労働省職業安定局需給調整事業課
厚生労働省労働基準局監督課

6 議事概要

(1) 事務局からの説明

事務局から資料に基づいて説明があった。

(2) 自由討議（欠席の委員については事務局から意見を確認）

「悪質ホストクラブ対策に関する報告書（案）」の取りまとめに際し、有識者委員からの主な意見は以下のとおり。

- 本検討会では、悪質ホストクラブ問題について、現行の風営適正化法では対処しきれていない部分を明らかにしてきた。今後、その部分を埋めて、風営適正化法の目的が貫徹されるような改正がなされることを願う。他方で、規制される側の視点を持つことも重要であり、恋愛の自由の問題や、悪質ホストクラブという

概念を定義するのは困難であるという問題があることも踏まえ、平等原則やイコールフッティングといったことを念頭に置きつつ法制化がなされるべきだ。

- 悪質ホストクラブ対策は、風営適正化法の改正だけでは不十分であり、多角的な取組が必要であることは、報告書の最後でも触れられているとおりである。特に、地方から上京したばかりの社会経験が乏しい20歳前後くらいの女子学生らがターゲットにされているという実態、また、大学の授業料が稼げるといった謳い文句により、男子大学生らがホストとして稼働し、悪質ホストクラブの悪質行為の一端を担がれているという実態もあるという点を憂慮している。これには、昨今問題になっている闇バイトと同じく、SNSが悪用されており、簡単に若い人たちが巻き込まれてしまう恐ろしさを再認識し、社会に広く注意喚起を行う必要があると実感した。
- 本検討会では、悪質ホストクラブの問題を中心に議論したが、ホストクラブと同様に許可を受けて営業する他の業態にも影響を及ぼす、難しい問題を含む議論であったと感じる。悪質ホストクラブ問題は、女性客が店舗に行くまでの過程も含めて対策していくかないと被害を防止するのが難しい部分がある。本検討会での議論が法案として整理されていくことは素晴らしいことだと思う。風営適正化法を運用する現場の多様な事業者のためにも、これからも風営適正化法がその時代に合う形で改正されていくことを希望している。
- 悪質ホストクラブ問題の解決に向けて、風営適正化法改正による規制の強化と被害者の救済体制の強化は、車の両輪でなければならないと考える。本検討会の報告書に基づき、来年ができるだけ早い時期に、風営適正化法改正に向けた条文案起草を含む具体的な進捗があることを期待する。同時に、女性相談支援センターの機能強化など本検討会に参加されている関係府省庁との連携を更に進め、被害者支援団体、業界団体、自治体の協力等も得ながら、悪質ホストクラブによる性的搾取という人身取引の被害者の救済に向けて、政府主導の取組を推進いただきたい。
- 今後、風営適正化法の改正に向けて、条文を作ることになると思うが、規制すべきものをしっかりと規制し、実効性が上がる条文を考える必要がある。他方で、本検討会で示された多様な意見にも配意した条文を作っていくかなければならない。その上で、改正法を施行するところまで行って初めてこの悪質ホストクラブ対策が進むということなのであろう。今後の法制化に向けた警察庁の仕事ぶりに期待する。

(3) 生活安全局長挨拶

檜垣生活安全局長から、閉会の挨拶があった。

以上